

# 事後評価結果について

## 農村振興局

平成 2 1 年 3 月 3 日

**農林水産省**

## 地域バイオマス利活用交付金ソフト事業の事後評価結果

平成20年度の事後評価対象地区は平成19年度に事業を完了した51地区。(平成18～19年度の2ヶ年実施:1地区、平成19年度の単年実施:50地区)

### 1. 目標の種類別目標達成状況

- (1) 大部分の目標が達成され、バイオマスタウン構想の策定、バイオマスタウン構想実現のための利活用システムの構築等が実施されている。
- (2) 目標未達成の地区は1地区のみ。バイオエタノール製造の実証実験機器の不具合により、実証試験の日数が不足し、製造目標量に達しなかったことが原因。そのため、実証試験後に実施する予定であった製造規模拡大の可能性の検証等ができなかった。
- (その後の取組により、現時点においては目標達成済みである。)

事業年度	目標の種類	評価対象地区数	目標達成した地区	
			地区数	割合(%)
平.18 ～ 19	バイオマスタウン構想へのステップアップ年度			
	バイオマスタウン構想の実現・実践状況	1	1	100
平.19	バイオマスタウン構想へのステップアップ年度	22	22	100
	バイオマスタウン構想の実現・実践状況	28	27	96
	合計	51	50	98

※目標の種類:

○バイオマスタウン構想へのステップアップ年度:「期間内にバイオマスタウン構想が策定できたか」

○バイオマスタウン構想の実現・実践状況:「バイオマスタウン構想に記載された取組を実行できたか」

## 2. 事業実施主体別の目標及び個別成果指標の達成状況

- (1) ソフト事業においては、事業実施計画において、目標の達成に向けて行う個別の事業内容及びその事業項目ごとの具体的な達成目標(個別成果指標)を設定し事業を実施。事後評価においてはこれらの個別成果指標の達成状況についてもあわせて評価。
- (2) 目標は51地区中50地区と大部分の地区で達成されている。また、個別成果指標も51地区中47地区とほとんどの地区で達成されている状況。
- (3) 目標が未達成の事業主体は市町村が認める法人の1地区であり、未達成の原因は以下のとおり。

「バイオエタノール製造の実証実験機器の不具合により、事業実施期間内における実証試験日数が不足し、製造量が目標量に達しなかったため、製造規模の拡大の可能性等について検証できなかった。その後、目標量のバイオエタノールを製造し各種検討を実施。目標は達成。」

- (4) 個別成果指標が一部未達成の地区は、市町村が事業実施主体の地区が2地区、市町村が認める法人が事業実施主体の地区が2地区の合計4地区。未達成の原因は以下のとおり。

「機器の導入時期が遅れたこと等により堆肥の処理量等が成果指標を下回った。」

「廃食用油の回収が効率的に実施できなかったことにより回収率が成果指標を下回った。」

事業実施主体	評価対象地区数	目標達成した地区		個別成果指標を全て達成した地区		達成された成果指標の数	
		地区数	割合(%)	地区数	割合(%)	達成数(成果指標数)	割合(%)
市町村	45	45	100	43	96	144(146)	99
農林漁業者の組織する団体等	2	2	100	2	100	2(2)	100
バイオマスタウン構想を策定した市町村が必要と認める法人(民間企業)	4	3	75	2	100	8(12)	67
合計	51	50	98	47	92	154(160)	96

【参考】目標及び個別成果指標の例(茨城県牛久市)

- 目標: バイオマスタウン構想へのステップアップ年度(バイオマスタウン構想の策定)
  - ・廃棄物系及び未利用系バイオマス賦存量の把握を行うため市内事業者(170社)にアンケート調査を実施し廃食用油の賦存量を調査
  - ・バイオマスタウン構想実現への合意形成を図るため、説明会、講演会等を通じて地域住民(100人以上)との直接対話を実施
  - ・バイオマスタウン構想の実現に向けて、事業概要のチラシの配布(1万部)、広報誌への掲載・回覧(全戸)によりバイオマスタウン構想案を周知
  - ・技術的にも地域的にも無理のないバイオマスタウン構想を策定するため、市役所、地元NPO、農業者であるJA、バイオマス利活用の専門家等からなる検討会を実施(2回)

### 3. 改善計画の提出及び実施状況

平成21年1月末日時点で個別成果指標が未達成であった4地区が改善計画を提出し、このうち改善済み(目標達成済み)の地区が 1地区、21年3月までに改善予定地区が3地区となっており、今年度中にすべての地区で目標及び個別成果指標を達成される見込みである。

	目標及び 個別成果指標 未達成地区数	目標のみ 未達成地区数	個別成果指標のみ 未達成地区数	合計
市町村	0	0	2	2
上記以外の 事業実施主体	1	0	1	2

	改善計画 提出済地区数	改善計画実施済地区数 (目標達成済)	改善計画提出 指導中地区数
市町村	2	0	2
上記以外の 事業実施主体	2	1	1

【参考】改善計画の例(広島県庄原市;事業実施主体:㈱ジュオン)

○目標:バイオマスタウン構想の実現・実践状況(地域の木質バイオマスをバイオエタノールの原料として利活用するための実証試験の実施)

○個別成果指標:バイオエタノールの試験製造量(40ℓ)

・バイオエタノール製造の実証実験機器の不具合により、事業実施期間内における実証試験日数が不足し、製造量が目標量に達しなかったため、製造規模の拡大の可能性等について検証できなかった(目標及び個別成果指標とも未達成)。

○改善計画:事業実施期間後の試験計画及び取組推進のための検討計画等を作成。(その後計画通り実証試験が行われ、現時点で目標及び個別成果指標とも達成している状況。引き続き構想実現のため自治体と連携して取組を推進中。)

(参考) 目標別の主な事業内容

主な事業内容	平. 18～19		平. 19	
	バイオマスタウン 構想へのステップ アップ年度 (0地区)	バイオマスタウン 構想の実現・実 践状況 (1地区)	バイオマスタウン 構想へのステップ アップ年度 (22地区)	バイオマスタウン 構想の実現・実 践状況 (28地区)
ペレットストーブ、BD F機器等の設置	0	1	0	10
生ごみたい肥化等の 技術実証試験	0	0	1	11
啓発普及パンフレット 作成	0	1	8	7
シンポジウム、説明 会の開催	0	1	5	8
推進協議会の開催	0	0	18	11
先進地視察	0	0	6	4
たい肥利用アンケート 調査、BDF成分分析 等の調査・試験関係	0	1	4	9
バイオマス賦存量調 査	0	0	15	1
その他(マニュアルの 作成等)	0	0	10	7
合計	0	4	67	69

# バイオマスの環づくり交付金(ハード事業)の事後評価結果 (地域モデルの実証、新技術等の実証)

## 1. 事業メニュー毎の実施状況・目標達成状況

○ バイオマスの環づくり交付金ハード事業において、平成18年度中に事業が完了した18地区が平成20年度の事後評価対象地区となる。

〔 ・平成17年度～18年度に事業を実施した地区 9地区  
 ・平成18年度に事業を実施 9地区 合計18地区 〕

○ 事後評価年度において目標を達成している地区は新技術等の実証メニューで平成18年度に事業を実施した1地区のみの状況。

○ 18地区の目標達成状況(バイオマスの利用)について見ると、施設稼働1年目にもかかわらず目標値の達成率が70%を超える地区が5地区存在する一方で、10地区が50%未満と達成率が低い状況。今後、目標未達成の地区については、改善計画の策定等により強力に取り組むを推進していくことが必要。

事業年度	事業メニュー	評価対象地区数	目標達成地区数※1 (達成率100%)	目標達成状況(利用)※2		
				目標値達成率 70%超	目標値達成率 50-70%	目標値達成率 50%未満
平成17年度 ～18年度	地域モデルの実証	3		1		2
	新技術等の実証	6		1	2	3
平成18年度	地域モデルの実証	5		2	1	2
	新技術等の実証	4	1	1		3
	合計	18	1	5	3	10

※1 事業メニューにおける具体的目標

○地域モデルの実証:①変換施設におけるバイオマス利用量②変換後の成果物量

○新技術等の実証:施設の処理能力と発電(生産)能力

「目標達成」については各事業メニューとも目標数値(地域モデルの実証では2つの数値目標とも)を100%達成していることが必要

※2 目標達成状況については「地域モデルの実証:①変換施設におけるバイオマス利用量」及び「新技術等の実証:施設の処理能力」を用いてバイオマスの利用状況を整理

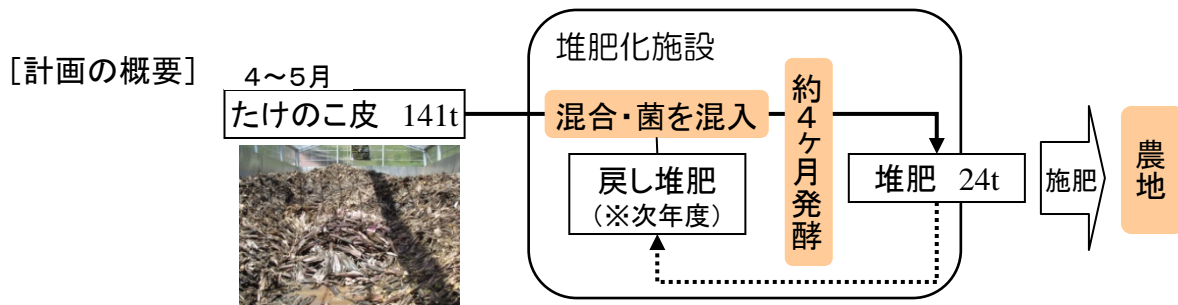
## 2. 事業実施主体別の目標の達成状況

- 平成18年度事業完了地区においては民間事業者が事業実施主体となっている取組が多く、自治体が単独で取組を行っている地区は1地区のみ。
- 目標を達成している地区は、民間事業者等が取組を実施している1地区のみとなっている。

事業実施主体	評価対象地区数	目標達成地区数	目標達成状況（利用）		
			目標値達成率 70%超	目標値達成率 50-70%	目標値達成率 50%未満
市町村	1				1
市町村、 民間事業者等	2		1		1
民間事業者等	15	1	4	3	8
	18	1	5	3	10

### 【参考】目標を達成している地区事例(福岡県立花町)

- ・取組内容: 食品加工残さである「たけのこ皮」を堆肥化し農地への還元を図る
- ・事業メニュー: 新技術等の実証、堆肥化施設の整備
- ・事業実施主体: (株)主計物産
- ・事業目標: 堆肥化施設の処理能力 たけのこ皮141ト/年(堆肥生産24ト/年)
- ・目標の達成状況(平成19年度): たけのこ皮141トを原料に15トの堆肥を生産(堆肥生産量が少ないのは水分量調整によるもの。たけのこ皮全量を堆肥化しており 生産量についても目標達成していると思なされる)。今後、施用する作物に応じて、水分量等の調整を図るなど本格的な生産に向けて品質を確保していく計画。



### 3-1. バイオマス種類別の目標達成状況

- 平成18年度事業完了地区の大部分が廃棄物系バイオマスを活用。その中でも食品廃棄物、農林水産物残さ、焼酎かすの活用については複数の地区で取組を実施。
- 事後評価時点で目標が達成されている地区は、農林水産物残さを活用している地区(タケノコ残さの堆肥化)。
- 生ゴミ、農林水産物残さ、焼酎かすおよび資源作物(さとうきび)の活用を図っている地区においては事後評価時点で概ね50%以上のバイオマスの収集ができている状況。一方で、家畜排せつ物、食品廃棄物、廃食用油の活用を図る地区ではバイオマスの収集もすべての地区が50%未満と低くなっている状況。食品廃棄物の形態(水分量)が想定とは異なっていたことによる機械の不具合による事業着手の遅れのほか、食品廃棄物の分別収集に対する協力が十分得られていないなど取組の遅れもあったところ。

バイオマスの種類	評価対象地区数	目標達成地区数	目標達成状況(利用)		
			目標値達成率 70%超	目標値達成率 50-70%	目標値達成率 50%未満
廃棄物系バイオマス	16	1	4	3	9
(家畜排せつ物)	1				1
(食品廃棄物)	4				4
(生ゴミ)	1		1		
(廃食用油)	1				1
(農林水産物残さ)	4	1	2	1	1
(焼酎かす)	3		1	2	
(家畜排せつ物・汚泥)	1				1
(焼酎かす・木くず)	1				1
廃棄物系・未利用バイオマス	1	0	0	0	1
(家畜排せつ物・ <u>糞</u> がら)	1				1
資源作物	1	0	1	0	0
(さとうきび)	1		1		

### 3-2. バイオマス変換の取組別の目標達成状況

- 利活用の取組としては単独施設の整備が多い(14地区)が、複数の施設を整備する取組も存在(4地区)。
- 取組の種類としては堆肥化施設の整備が多い状況(単独:8地区, 複合1地区)。また、飼料化の取組も5地区で実施(単独2地区, 複合3地区)。
- 目標を達成している地区は堆肥化の取組を実施している1地区のみとなっている。
- 事後評価時点でバイオマスの収集について目標値の70%を達成している地区は、堆肥化の取組で3地区、バイオエタノール製造の取組で1地区、焼酎かすの飼料化及びエタノールの回収の取組で1地区の計5地区となっている。

利活用取組		評価対象 地区数	目標達成 地区数	目標達成状況(利用)		
				目標値 達成率 70%超	目標値 達成率 50-70%	目標値 達成率 50%未満
単 独 の 取 組	堆肥化	8	1	3	1	4
	飼料化	2				2
	バイオディーゼル燃料製造	1				1
	バイオエタノール製造	1		1		
	炭化	1				1
	凍結防止剤製造	1				1
複 合 し た 取 組	堆肥化・ 固形燃料化	1				1
	飼料化・ エタノール回収	2		1	1	
	飼料化・ メタン発酵	1			1	
合 計		18	1	5	3	10

#### 4. 事業メニュー毎の目標未達成の理由、今後の取組等

○ 事後評価時点において目標数値に到達できなかった理由はおおむね以下の3つに区分されるところ。

① バイオマス発生量が減少…6地区

(異常気象により農作物生産量が減少した、販売状況等を踏まえ焼酎生産量を減産した等)

② 施設稼働開始時期の遅れ…9地区

(機械に不具合が生じ施設の安定稼働まで時間を要した、法手続きが遅れた等)

③ バイオマス利活用の取組の遅れ…2地区

(バイオマス供給予定の農家の完全な協力が得られず計画量の一部しか搬入されなかった、変換物の販売先が確保できなかったためバイオマスの搬入を抑制)

◎ 目標が未達成となっている地区については、全地区において、バイオマス発生量の減少、取組の遅れ等の課題を解決すべく改善計画を作成し、目標達成に向けた取組を推進していくこととなっているところ。国においても、施設稼働後5年間提出する運営状況報告によりその取組状況を確認し、目標達成状況に応じた指導を行っていく計画。なお、事後評価時点で目標達成の見込みがないと評価された地区はなかった。

事業年度	事業メニュー	評価対象地区数	目標未達成地区数	目標未達成の理由		
				① バイオマス発生量の減少 (異常気象による農作物生産量の減少等)	② 施設稼働開始時期の遅れ (機械の不具合、法手続きの遅れ等)	③ 取組の遅れ (利用先が確保できず搬入を抑制等)
平成17年度 ～18年度	地域モデルの実証	3	3	1	1	1
	新技術等の実証	6	6	1	5	
平成18年度	地域モデルの実証	5	5	2	2	1
	新技術等の実証	4	3	2	1	
	合計	18	17	6	9	2

## (参考)改善計画による取組事例(平成19年度事後評価地区)

### ◆平成19年度事後評価結果(事業実施主体:岐阜県多治見市)

- ・取組内容:一般家庭から出る生ゴミや給食センター等から発生する食品残さを堆肥化し農地への還元を図るとともに、回収した廃食用油を原料にバイオディーゼル燃料を製造し、食品残さ回収用の自動車の燃料として活用を図る。
- ・事業メニュー:地域モデルの実証、堆肥化及びバイオディーゼル燃料製造施設の整備
- ・事業目標:①バイオマスの利用量 食品残さ等225t/年、廃食用油27千ℓ/年  
②変換後の成果物量 堆肥70t/年、バイオディーゼル燃料27千ℓ/年
- ・目標の達成状況(平成18年度):以下の通り、食品残さ等の堆肥化について未達成  
①食品残さ等113t(50%)、廃食用油33千ℓ(122%)を利用  
②堆肥45t(64%)、バイオディーゼル燃料32千ℓ(119%)を生産

### ◆改善計画:

(目標未達成の原因)

生ゴミ、食品残さの堆肥化の取組においては、発生する生ゴミ類について堆肥化できるものできないものについて分別の徹底を図ることが必要。平成18年度は分別が徹底されず目標の回収量が確保できなかった状況。

(改善方針)

- ・食品残さ等の分別収集について啓発活動を行うとともに収集体制を充実
- ・あわせて、食品残さの回収を行う施設を追加するなど、回収量の増加を図る
- ・各家庭が本取組に参加することの意義を過年度の取組事例(優良事例)をもとにPR

### ◆平成20年度運営状況報告(取組の改善状況):

平成19年度は、生ゴミの分別収集のPR、食品残さ回収施設の追加等を行ったことにより回収率が9%上昇。堆肥については過年度原料を含めて堆肥化したため、目標量を上回る生産量を確保。引き続き食品残さ等の回収率を上げるため改善計画に基づき住民等への啓発活動等を実施する。

- ①食品残さ等132t(59%)、廃食用油30千ℓ(110%)
- ②堆肥88t(126%)、バイオディーゼル燃料30千ℓ(110%)



(参考)都道府県別の目標の達成状況

事業実施主体	評価対象 地区数	目標達成 地区数	目標達成状況（収集）		
			目標値 達成率 70%超	目標値 達成率 50-70%	目標値 達成率 50%未満
北海道	2		1	1	
青森県	1				1
岩手県	1				1
宮城県	1				1
山形県	1				1
栃木県	1				1
千葉県	1				1
神奈川県	1				1
新潟県	1				1
島根県	1				1
福岡県	1	1	1		
大分県	1		1		
宮崎県	1		1		
鹿児島県	3			2	1
沖縄県	1		1		
合計	18	1	5	3	10

# バイオマスの環づくり交付金 地域バイオマス利活用交付金

○地域におけるバイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムの構築に必要な取組を交付金により支援

地域提案による事業内容も実施可能とする等、地域における創意工夫を凝らした主体的な取組を推進

## 【ソフト支援】

### バイオマスタウン構想への支援

バイオマスタウン構想の策定、バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築を実現。

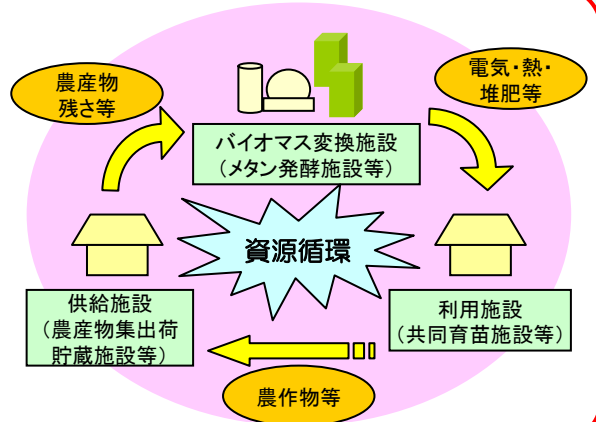
バイオマスタウン構想策定

バイオマスタウン構想実現のための総合的利活用システムの構築

## 【ハード支援】

### バイオマス関連施設の整備

地域の自主性に基づき、バイオマス変換施設の整備と併せて、バイオマス供給施設・利用施設等、バイオマスの円滑な利活用に関連する施設を一体的に整備することにより、総合的な利活用システムを実現。



## 「バイオマス・ニッポン総合戦略」の強力な推進 ～バイオマスタウン構想の実現～

### バイオマスタウンの実現

地域の関係者の連携

市町村  
+  
NPO、農協、事業者団体、  
地方大学等

バイオマス利活用の中期的方針  
(バイオマスタウン構想書)作成

農林水産省  
+  
関係府省

地域の取組に対し  
情報の共有と連携

地域におけるバイオマスの  
効率的な利活用を実現



## ～ 事業体系の変遷 ～

### バイオマスの環づくり交付金、地域バイオマス利活用交付金

H17年度に交付金化（バイオマスの環づくり交付金）。交付金化に伴い、事業メニューを「バイオマス・ニッポン総合戦略」に沿って創設・再編。

平成17年度

#### バイオマスの環づくり交付金

##### ○バイオマスの利活用の推進(ソフト事業)

- ①地域関係者へのバイオマス利活用の理解醸成
- ②バイオマス利活用計画の策定
- ③バイオマスの種類に応じた利活用対策
- ④バイオマスの生産・収集・運搬システム構築
- ⑤バイオマスの変換技術支援
- ⑥資源作物の実用化試験
- ⑦バイオマス由来製品・エネルギー利用機器の導入
- ⑧バイオマスタウン構想支援

##### ○バイオマスの利活用に必要な施設の整備(ハード事業)

- ①地域モデルの実証
- ②新技術等の実証

ソフト事業において、H18年度の税源移譲に伴い、「バイオマスタウン構想」の推進に係る事業メニュー以外は、全て廃止。

平成18年度

#### バイオマスの環づくり交付金

##### ○バイオマスの利活用の推進(ソフト事業)

- ①バイオマスタウン構想の策定
- ②バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築

##### ○バイオマスの利活用に必要な施設の整備(ハード事業)

- ①地域モデルの実証
- ②新技術等の実証

H18年3月に閣議決定された新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」を踏まえ地域の主体的なバイオマス利活用の取組を推進するため、「地域バイオマス利活用交付金」として再編

平成19年度

#### 地域バイオマス利活用交付金

##### ○バイオマスの利活用の推進(ソフト事業)

- ①バイオマスタウン構想の策定
- ②バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築

##### ○バイオマスの利活用に必要な施設の整備(ハード事業)

- ①地域モデルの実証
- ②新技術等の実証

## バイオマスの環づくり交付金及び地域バイオマス利活用交付金における 具体的な目標、事業メニュー及びその内容等について

【ソフト事業】（平成17、18、19年度）

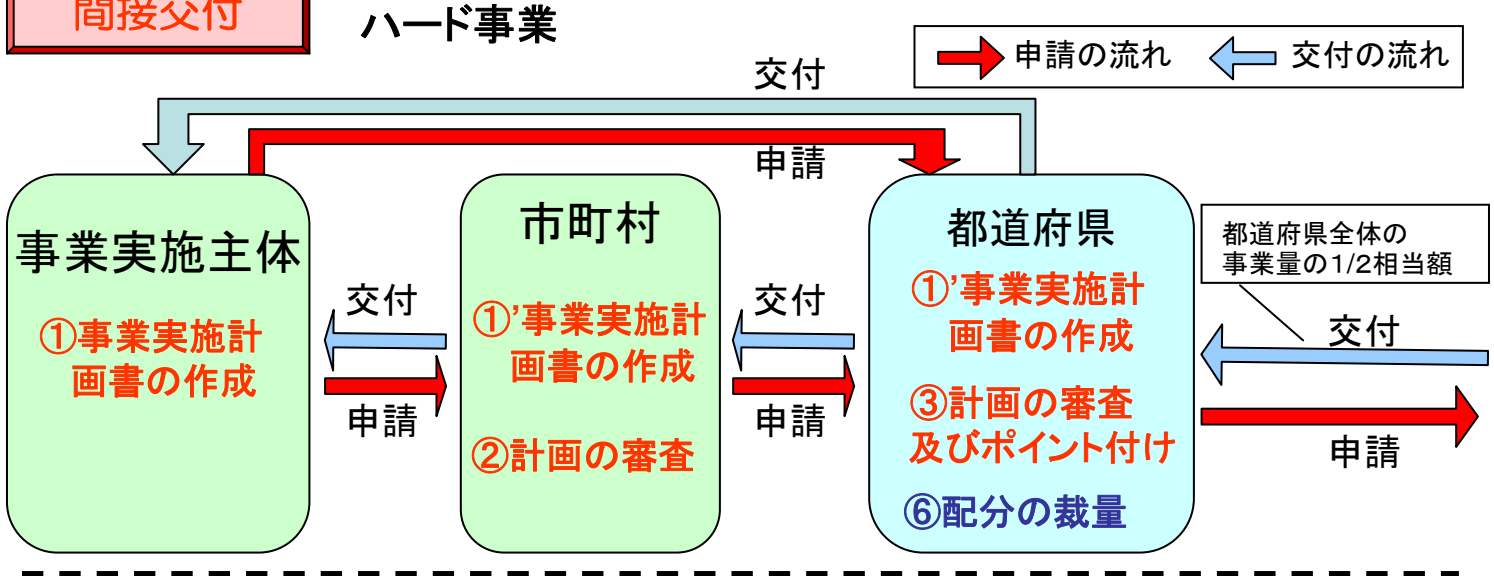
目 標	事業メニュー	採択要件
バイオマスタウン構想へのステップアップ年度	<p>1 バイオマスの利活用の推進</p> <p>(1) バイオマスタウン構想の策定支援 バイオマス資源の総合的利活用を推進するためのバイオマスタウン構想策定に必要な事業の実施</p>	<p>1 バイオマスタウン構想が事業実施期間中に確実に策定されると見込まれること。</p> <p>2 バイオマスタウン構想に目標、効果等が明記されると見込まれること。</p>
バイオマスタウン構想の実現・実践状況	<p>(2) バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築支援 バイオマスタウン構想に沿って市町村が主体的にバイオマスの利活用促進に取り組む場合に、バイオマスの発生から利用までを効率的に循環させるのに必要な事業の実施</p>	<p>1 バイオマスタウン構想が公表されていること。</p> <p>2 バイオマスタウン構想にバイオマス利活用の目標、効果等が明記されていること。</p>

【ハード事業】（平成17、18、19年度）

目 標	事業メニュー	採択要件
<p>施設において利用されるバイオマスの量と変換後の成果物の量</p>	<p>1 バイオマスの利活用に必要な施設の整備            (1) 地域モデルの実証            事業計画に定める対象区域のバイオマスの利活用による農業振興、地域の循環型社会構築等のために必要なバイオマス変換施設、バイオマス発生施設・利用施設等（これらの附帯施設を含む。）を一体的に整備することにより、地域における効果的なバイオマス利活用を図る</p>	<p>1 バイオマスタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実と見込まれること。            2 地域で発生し、利用可能なバイオマスのうち、1種類以上のバイオマスについて、バイオマスタウン構想の公表基準である利活用割合（廃棄物系バイオマス90%以上または未利用バイオマス40%以上）に相当するバイオマス量の利活用が図られること。</p>
<p>施設における計画値(処理能力と発電(生産)能力)</p>	<p>(2) 新技術等の実証            事業計画に定める対象区域のバイオマスの利活用による農業振興、地域の循環型社会構築等のために必要な新技術等を活用したバイオマス変換施設（これらの附帯施設を含む。）をモデル的に整備する</p>	<p>1 バイオマスタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実と見込まれること。            2 バイオマスの利活用を推進する新技術等を有する施設を整備するものであること。</p>

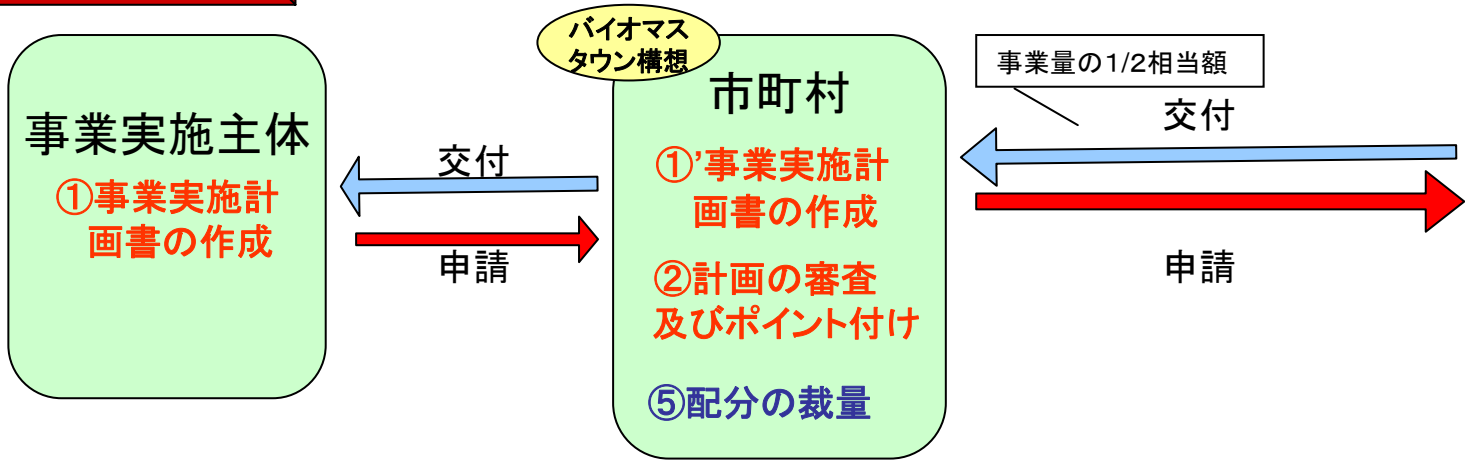
# バイオマスの環づくり交付金及び地域バイオマス利活用交付金の手続き

## 間接交付



## 直接交付

ソフト事業(全ての事業が市町村に直接交付)  
ハード事業(バイオマスタウン市町村が直接交付を選択した場合)



「バイオマスの環づくり交付金」、「地域バイオマス利活用交付金」  
事業実施に当たっての評価項目及びポイント付け（ソフト事業）

評価項目及びポイント（平成17年度）	ポイント
次の1～8のポイントの合計により算出する。	
1 地域におけるバイオマスの利用の推進についての目標が明示され、その達成が確実と見込めること	2
2 地域のバイオマス資源の特性に応じた利活用の推進であること	1
3 事前に地域における有識者、市町村などの関係者の合意と推進の意識が高いこと	1
4 地域におけるバイオマスへの認識が確実に図れるものであること	1
5 バイオマスの生産・収集、変換、利用にわたって地域の一体的なシステム構築が確実と見込めること	2
6 地域のバイオマスを利用するに当たって新技術の普及を図るものであること	1
7 未利用バイオマス資源又は資源作物への取組であること	1
8 大学、都道府県試験研究機関等、専門的知識を持った者の指導が期待できること	1

評価項目及びポイント（平成18、19年度）	ポイント
次の1～9のポイントの合計により算出する。	
1 事前に地域における有識者、市町村などの関係者の合意と推進の意識が高いこと	1
2 地域におけるバイオマスへの認識が確実に図れるものであること	1
3 地域のバイオマスを利用するに当たって新技術の普及を図るものであること	1
4 資源作物への取組が含まれていること	1
5 大学、都道府県試験研究機関等、専門的知識を持った者の指導が期待できること	1
6 バイオマスタウン構想が廃棄物系バイオマス90%以上かつ未利用バイオマス40%の利活用を目標としていること。又は目標としたバイオマスタウン構想が確実に策定されると見込めること	1
7 バイオマスタウン構想に位置づけられた地域の企業等の独自の技術等を利用する取り組みであること。又は位置づけられたバイオマスタウン構想に当該技術が確実に位置づけられること	1
8 バイオマスタウン構想の実現により、地域の雇用等が促進され、地域経済等の活性化が期待できるものであること	1
9 事業実施計画が「地域再生法（平成17年法律第24号）」第5条に基づき認定された地域再生計画又は総務省から公表された「頑張る地方応援プログラム」に位置付けられていること（同時に該当する場合においても0.5ポイントとする）（平成19年度のみ）	0.5

「バイオマスの環づくり交付金」、「地域バイオマス利活用交付金」  
事業実施に当たっての評価項目及びポイント付け（ハード事業）

評価項目及びポイント（平成17、18年度）	ポイント
次の1～9のポイントの合計により算出する。	
1 施設を設置する市町村においてバイオマスタウン構想の公表がなされていること	2
2 施設において利用されるバイオマスが複数種類あり、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること	1
3 収集・運搬コストを要する一般廃棄物を対象に含む施設であって、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること	1
4 バイオマスの収集・運搬から処理・製品化に至る過程において、リサイクル製品の品質を安定させるための工夫がとられていること	1
5 未利用バイオマス資源を利活用する施設であること	1
6 資源作物を利活用する施設であること	1
7 バイオマスの生産・収集、変換、利用にわたっての一体的なシステム構築ができていること	1
8 施設運営に当たって地域における関係者の協力体制ができていること	1
9 施設稼働後に地域の雇用が促進され、地域経済の発展に寄与するものであること	1

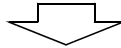
評価項目及びポイント（平成19年度）	ポイント
次の1～10のポイントの合計により算出する。	
1 施設を設置する市町村においてバイオマスタウン構想の公表がなされていること	2
2 バイオマス変換物の利用により農業等の振興が図られていること	1
3 施設において利用されるバイオマスが複数種類あり、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること	1
4 収集・運搬コストを要する一般廃棄物を対象に含む施設であって、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること	1
5 バイオマスの収集・運搬から処理・製品化に至る過程において、リサイクル製品の品質を安定させるための工夫がとられていること	1
6 未利用バイオマス資源又は資源作物を利活用する施設であること	1
7 バイオマスの生産・収集、変換、利用にわたっての一体的なシステム構築ができていること	1
8 施設運営に当たって地域における関係者の協力体制ができており、役割分担が明確になっていること	1
9 施設稼働後に地域の雇用が促進され、地域経済の発展に寄与するものであること	0.5
10 事業実施計画が「地域再生法（平成17年法律第24号）」第5条に基づき認定された地域再生計画又は総務省から公表された「頑張る地方応援プログラム」に位置付けられていること（同時に該当する場合においても0.5ポイントとする）	0.5

# 「バイオマスの環づくり交付金及び地域バイオマス利活用交付金」 事後評価と評価後の措置

## 1 事後評価の基本的な流れ

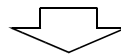
### (1) 目標の設定

事業実施計画の策定主体（計画主体又は事業実施主体）は、事業メニューに応じて、数値目標を設定。



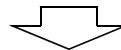
### (2) 事後評価の実施・提出

事業実施計画の策定主体は、事業完了後（ソフト事業は翌年度、ハード事業は翌々年度）、目標の達成状況について自己評価を行い、都道府県に提出（ただし、直接交付の場合は、国に提出）。



### (3) 都道府県知事の点検評価

事後評価の提出を受けた都道府県は、事業実施計画の策定主体の自己評価を点検評価し、国に報告。



### (4) 評価結果の取りまとめ

国は、都道府県又は市町村から提出された内容を点検し、事業の実施状況報告と併せ、目標の達成度等の評価を実施。また、当該事業の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめる。

## 2 評価後の措置

### 評価結果



国：①事後評価の公表

②次年度以降の適正な事業の執行及び交付金の配分に反映



### 目標未達成の事業実施計画の策定主体：

未達成の要因及び達成に向けた方策等を内容とする改善計画を作成、都道府県に提出（ただし、直接交付の場合は、国に提出）



### 都道府県：

提出を受けた改善計画に、自らの所見を付して国に提出

当該事業実施計画の策定主体に対して目標の達成に向けた指導等の措置



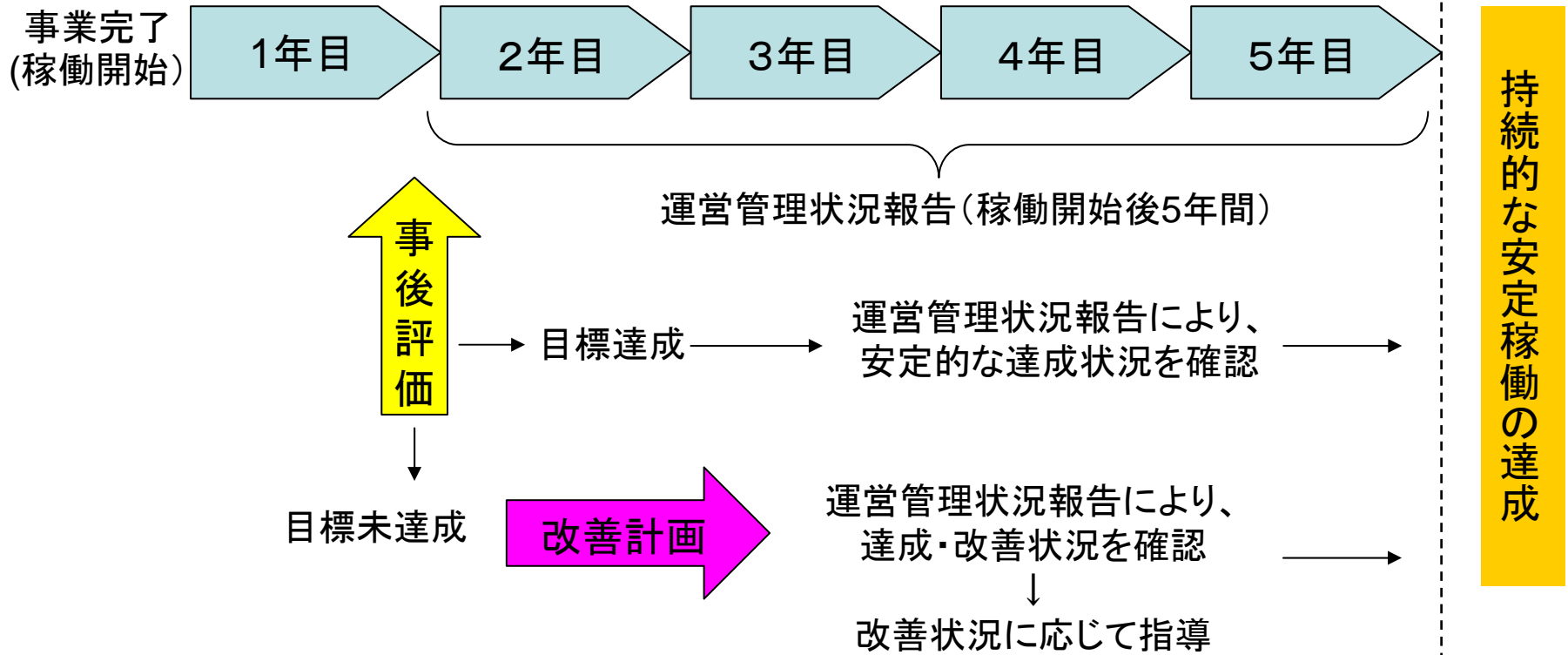
### 国：特に目標達成が見込まれない事業実施計画の策定主体及び都道府県に対して 目標達成に向けた指導等の措置

都道府県知事は改善が見込まれるまでの当分の間、当該事業実施主体における交付金の交付を見合わせることにする。（経済的事情の著しい変化等事業実施主体の責に帰せない場合を除く）

# 事後評価について【ハード事業】

- ・事業完了年度の翌々年度に、前年度の目標達成状況についての事後評価。
- ・目標達成の確定をしていない地区については、目標達成に向けた改善計画を作成し、その実現に向けて取組。
- ・運営管理状況報告により、改善状況を確認し、適切な指導を実施。

## ○事後評価の流れ



# 目標の設定イメージについて (            の部分が評価対象)

## ソフト事業

目標: ○バイオスタウン構想へのステップアップ年度  
○バイオスタウン構想の実現・実践状況

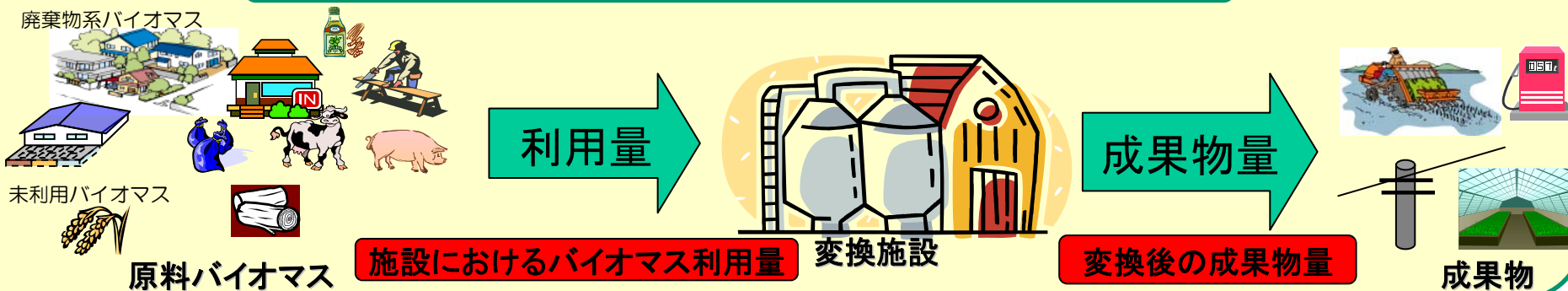
目標を達成するために実施する事業項目毎に個別成果指標を設定

○バイオスタウン構想が策定できたか  
○バイオスタウン構想に記載された取組を実行できたか

設定した個別成果指標が達成できたか

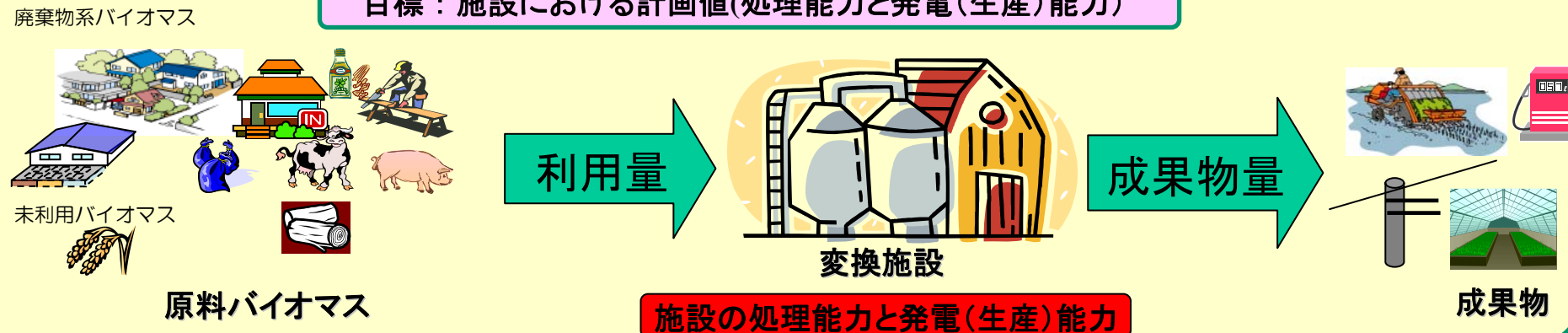
## ハード事業 (地域モデルの実証)

目標: 施設において利用されるバイオマスの量と変換後の成果物の量



## ハード事業 (新技術等の実証)

目標: 施設における計画値(処理能力と発電(生産)能力)



(参考：年度毎の事業説明資料)

## バイオマスの環づくり交付金（平成17年度）

### 1 趣 旨

バイオマスの利活用については、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化、戦略的産業の育成の観点から、その有効利用について、各般の対策が講じられてきているところである。

一方、バイオマスの利活用は、地域が自主的に取り組むための目標を掲げて、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、地域の特性や利用方法に応じ、多様な展開が期待される場所である。

このため、地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、関係者への理解の醸成、バイオマス利活用計画の策定、バイオマスの種類に応じた利活用対策、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援するものである。

### 2 交付対象事業の内容

#### (1) ソフト支援（バイオマス利活用推進交付金）

- ① 地域関係者へのバイオマス利活用の理解醸成
- ② バイオマス利活用計画の策定
- ③ バイオマスの種類に応じた利活用対策
- ④ バイオマスの生産・収集・運搬システム構築
- ⑤ バイオマスの変換技術支援
- ⑥ 資源作物の実用化試験
- ⑦ バイオマス由来製品・エネルギー利用機器の導入
- ⑧ バイオマスタウン構想支援

#### (2) ハード支援（バイオマス利活用整備交付金）

- ① 地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設等の一体的な整備
- ② 新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備
- ③ 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等の整備

### 3 事業実施主体

#### (1) ソフト支援

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想書を策定した市町村が必要と認める法人

#### (2) ハード支援

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、PFI事業者、共同事業体、第3セクター、消費生活協同組合、営農集団、民間事業者等

### 4 補助率 定額

### 5 事業実施期間 平成17年度～平成21年度

### 6 平成17年度概算決定額 14,381百万円

# バイオマスの環づくり交付金（平成18年度）

## 1 趣 旨

バイオマスの利活用については、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化、戦略的産業の育成の観点から、その有効利用について、各般の対策が講じられてきているところである。

一方、バイオマスの利活用は、地域が自主的に取り組むための目標を掲げて、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、地域の特性や利用方法に応じ、地方大学等地域の知的・人的資源を活用した多様な展開が期待される場所である。

このため、地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援するものである。

## 2 交付対象事業の内容

### (1) ソフト支援（バイオマス利活用推進交付金）

- ① バイオマスタウン構想の策定
- ② バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築

### (2) ハード支援（バイオマス利活用整備交付金）

- ① 地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設等の一体的な整備
- ② 新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備
- ③ 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等の整備

## 3 事業実施主体

### (1) ソフト支援

市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想書を策定した市町村が必要と認める法人

### (2) ハード支援

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、PFI事業者、共同事業体、第3セクター、消費生活協同組合、民間事業者等

## 4 交付率 定額

## 5 事業実施期間 平成17年度～平成21年度

## 6 平成18年度概算決定額 13,729(14,381)百万円

[担当窓口課：大臣官房環境政策課資源循環室(03-3502-8466(直))]

# 地域バイオマス利活用交付金(平成19年度)

## 1 趣 旨

バイオマスの利活用については、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化、戦略的産業の育成の観点から、その有効利用について、各般の対策が講じられてきているところである。

一方、バイオマスの利活用は、地域が自主的に取り組むための目標を掲げて、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、地域の特性や利用方法に応じ、地方大学等地域の知的・人的資源を活用した多様な展開が期待される場所である。

このため、地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援するものである。

## 2 交付対象事業の内容

### (1) ソフト支援(地域バイオマス利活用推進交付金)

- ① バイオマスタウン構想の策定
- ② バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築

### (2) ハード支援(地域バイオマス利活用整備交付金)

- ① 地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設等の一体的な整備
- ② 新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備
- ③ 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等の整備

## 3 事業実施主体

### (1) ソフト支援

市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想書を策定した市町村が必要と認める法人

### (2) ハード支援

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、PFI事業者、共同事業体、第3セクター、消費生活協同組合、民間事業者等

## 4 交付率 定額

## 5 平成19年度概算決定額

14,346(0)百万円

[担当窓口課：大臣官房環境政策課資源循環室(03-3502-8466(直))]